令和８年

健康福祉委員会

６月１６日

豊明市議会

健　康　福　祉　委　員　会　会　議　録

令和８年６月16日

午前10時00分　開会

午前10時56分　閉会

１．出席委員

委員長	清　水　義　昭	副委員長	鵜　飼　貞　雄
委　員	中　堀　りゅういち	委　員	服　部　龍　一
委　員	林　　ゆきひろ	委　員	堀　内　ち　ほ
議　長	毛　受　明　宏		

２．欠席委員

委　員　岡　島　ゆみこ

３．職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	塚　田　　力	議事課長	水　野　美　樹
議事担当係長	矢　野　佑　輔	議事課主査	井　口　真奈美

４．説明のため出席した者の職、氏名

市　　長	小　浮　正　典	副　市　長	小　串　真　美
健康福祉部長	塚　本　由　佳	地域福祉課長	若　井　雅　宏
長寿課長	今　枝　　翼	健康推進課長	川　原　静　恵
こども保育課長	小　川　正　寿	指導保育士	柴　田　美由紀
指導保育士	栗　田　さや香	保険医療課長	近　藤　有紀子
子育て支援課長	松　村　清　子		

５．傍聴議員

青　木　けんじ	鈴　木　智　和	浅　井　たかお	こんどう　のぶお
いとう　ひろし	武　谷　としお	郷右近　　修	月　岡　修　一
三　浦　桂　司	一　色　美智子	ふじえ　真理子	

６．傍聴者

一般傍聴者　４名

午前１０時開会

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　おはようございます。

定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまより健康福祉委員会を開会いたします。

なお、岡島委員より、本日欠席の連絡がありましたので、御報告いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君）　皆様、おはようございます。

本日の健康福祉委員会に付託されました案件は２つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ありがとうございました。

続いて、議長より御挨拶をお願いします。

毛受議長。

○議長（毛受明宏議員）　おはようございます。

本日の健康福祉委員会は、市長言われたように２議案と陳情が２件ありますので、慎重審査、よろしくお願いします。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ありがとうございました。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　御異議なしと認めます。よって、市長は退席をお願いしますが、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には御出席をいただきますので、御承知おきをお願いします。

（市長退席をなす）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　本日の傍聴については、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。また、反問を終了するときも、意思表示

を明確にされるようお願いいたします。

初めに、議案第48号　豊明市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に本会議で近藤保険医療課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　御異議なしと認めます。よって、議案第48号は、提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今回、上限額を改訂するということで、これ、多分国の示す上限額と同じかなと思うんですけど、まず、上限額は、市の裁量で設定できるという話は、たしか昨年度も聞いてますけど、保険の率は、自治体ごとにいろいろあるんですけど、この上限額は、これ、自治体ごとではなくて、全国一律で、これ、決まってるんでしたっけ。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　答弁願います。

近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　お答えします。

全国一律で決まっているものではなくて、国がこの額まで上げ、設定できるとする地方税法施行令に基づいて各市町村で決めることができるものです。

愛知県内におきましては、昨年度の統計によりますと、54保険者中、47が既に国基準としておりまして、ごく少数のところが１年遅れとなっておりましたが、今年度の子ども・子育て支援制度の導入に合わせて、昨年度中に豊明市のように切り替えたところも、さらに多くなっていると聞いております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　ちょっと、確認で、つまり、その法律で決まっているその国の示す上限ていうのは、もう全国一律のものであって、そこに上限のところで設定している自治体が、今、ほとんど多くあるというそういう理解でいいですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤保険医療課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　法律で決まっているこの上限額というその金額が毎年度上がっているんですけども、これは、国としては何を根拠に決めているっていうのはあるんでしたっけ。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　限度額超過する世帯割合を国保世帯の1.5％へ近づけるようにという運用上のルールがございます。国が推計を行った結果、超過世帯割合が多いことから、1.5％という水準に近づけるように今回も金額設定されたものです。

その1.5％という水準につきましては、被用者保険の標準報酬月額の最高等級に該当する割合の水準を引用されているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今、多くが国の基準と同じ上限額にっていうことなんですけども、以前、本市は、それよりも遅れてというか下げて設定をしていたんですけども、子ども・子育て支援金の分も、今回、国の示す上限で設定されておると思うんですけども、これも市独自で多分設定できると思うんですけど、そういうのは本市は検討しなかったのか、そのあたりの理由をお聞かせください。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　そもそも課税限度額の見直しにつきましては、医療費が増える状況下で、国保の被保険者の所得が伸びない状況下でも高額所得の方に、より多く御負担いただくために設定されるものでございます。中間所得者層の負担が非常に、今、多くなっておりますので、それを軽減する目的でございますので、豊明市としては、ぜひそういった目的のため、国設定に合わせて上げているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　保険の率に関しては、統一するというような話があるんですけど、この上限も併せて統一するのか、それは、別々と考えればいいのか、どうなんでしょう。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　答弁願います。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　林委員のおっしゃるのは、愛知県下での標準保険の統

一に向けての保険料水準の統一に向けての御質問だったかと思いますが、現在、まだ課税限度額の統一については具体的な話は出てきておりませんが、いずれそういったものも統一される見通しと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今回の医療分と子ども・子育て支援金分で限度額が設定されますけども、医療分のほうの限度額を１万円引上げということです。これによって市の税収がどれだけ増えるのかということと、引き上がる世帯数というのが、どれぐらいいるんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　増える税収分につきましては、試算でございますが125万9,000円程度と見込んでおります。

それから、影響を受ける世帯数については、４世帯と試算しております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

中堀委員。

○中堀りゅういち委員　子ども・子育て支援金の調整の部分なんですけれども、これが３万円までが上限になったっていうことで、影響される、今の林委員と一緒で、影響される世帯数と金額、お願いします。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　影響額は、上がることでのその間のはざまの世帯と額についてになりますので、子ども・子育ては、新たに設定されるものなので、そうした変化に伴うものはございませんが、今回、超過する世帯につきましては、83世帯でございます。

それから、子ども・子育て支援金分で限度額を超過する税額につきましては2,253万円というふうに試算しております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

（失礼しましたの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ちょっと待って、ちょっと待って。

近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　訂正させていただきます。

限度額を超過する税額については、225万3,000円でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

○中堀りゅういち委員　要は、３万円の、それ、超えるのが、85件だったっけっていうことでいいですよね。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　超える世帯が83世帯でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今の医療分と子ども・子育て支援金の分の限度額に達する世帯収入としては、どのぐらいなのかというのは分かりますか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　世帯の状況にもよりますが、大体１人世帯ですと1,000万円をちょっと切るぐらいの世帯というふうに見込んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今、医療分と子ども・子育て支援金、これ、大体ほとんど同じぐらいの感じですかね。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　あと、本市には国保の運営協議会があると思うんですけども、この限度額に関しては、どういった意見があるんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　運営協議会の２月の会合の際にこちらのほうの意見を議案として出させていただきまして、３月の諮問答申のほうでも、この市の案のとおりということで答申をいただいております。

意見としましては、そもそも課税限度額の見直しについては、高所得の方々に多く御負

担いただき、中間所得層の負担を軽減するためのものであるので、そのようにというような意見をいただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　ちょっと、また確認ですけど、２月に実施ということは、もう２月頃には、ある程度、上限額っていうのは出てたっていうことなんですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　既に国のほうからはこうした形でというふうに示されておりますが､先ほど申し上げた地方税法の施行令が交付されるのが年度末ということで、今回の議案の上程とさせていただいたものです。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

○中堀りゅういち委員　私も確認です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　マイク、使ってください。

○中堀りゅういち委員　すみません。

先ほど、このオーバーラインが1,000万円、おおよそですか、になってくるっていうことで、件数聞いたら85件とかということは、これ、世帯所得じゃなくて個人所得で、世帯で一緒でも個人で別々で1,000万円以下だったら、ここにははまらないということでよろしかったですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　世帯でということで課税限度額については設定されるものです。

以上です。

（世帯収入なのの声あり）

（そうだっけ、それぞれ別のねの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　先ほどのことのちょっと確認で、施行令は３月末に出てっていうことだけど、その数字、限度額の数字自体は２月に出てるっていうことで、そういう理解でいいです。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　一番早く国から案としてこのあたりだろうというふう

に示されるのは、実は年末ぐらいから示されますので、それを基に、２月の運営協議会のほうで、こうなる見込みということで協議をお願いしております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　先ほど、その上限額が引き上げられることが中間層の軽減につながるっていう話がありましたけども、今回、それを引き上げたことで、どのぐらいその軽減になるかっていうのは分かりますか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　近藤課長。

○保険医療課長（近藤有紀子君）　差額の部分が引き上げたことによって税収増となる差額の部分になりますので、今回は非常に全体としては大きくない数字ですが、先ほど申し上げた影響額のあの125万9,000円というのがそれに該当します。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　議案48号ですけど、反対したいと思います。

国保、限度額引上げ、それから、子ども・子育て支援金分は、新たに国基準どおりで設定するというような議案です。これまで、過去、本市は、国基準よりも低くしてきたということもありましたけども、今は本当に国基準にぴったり合わせてというようなところです。やはり、市民の生活を見ますと、いろいろ物価高等、非常に厳しい中、今回、その子ども・子育て支援金分を含めると年間で113万円ということで、非常に高い上限額になってしまいます。医療分も子ども・子育て支援金分も、そういった生活の中で、市民の生活状況とかそういった配慮が全く感じられずに国基準に合わせるというようなものになっています。

今回、対象になる年収の方が、比較的高いと、年収が高いということで、1,000万切るぐらいというような話なんですけども、そういった中での国保加入者といいますと、やっぱり働き盛りの自営業だったりとかフリーランスの方、そういった方が多いと思いますけども、そういっても、やはり年ごとに大きくその年収が変動していたり、子どもがいたりすると非常に厳しいというような声も聞いております。やっぱり限度額、引き上げるという

ことは、今回、少しですけども、125万程度ですけども、そういった軽減になるというふうにおっしゃいますけども、実際、これ、上限に届くだけではなくて、保険料率全体で、いろいろ県が検討する中で、上限額が引き上がれば率も引き上げることができるというふうに考えられて、結局、最終的には全ての加入者の負担増につながってしまうというようなのが今までの傾向を見ると、そういう形になっておりますので、結果的には、全体的に引き上がっていく要因になっているというふうに思います。

なので、やはり市としては、こういった国基準に合わせるのではなくて、今の市民の状況を考えて負担軽減を考えていくべきだというふうに思うので、反対したいと思います。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

中堀委員。

○中堀りゅういち委員　議案48号に賛成で討論させてもらいます。

国民健康保険税のこの課税限度額の見直しは、もうしっかりと、これ、適正化、図られてるものなんで、国からもしっかりと、これ、皆さん、足並みそろえてやるということなんで、この税の今回、48号、この部分のあれ、理論で皆さんと話し合わなきゃいけないので、そもそもの国民健康保険税のその在り方でいうんではなく、この部分でいえば、もう間違いなく適正にその国民健康保険が維持されているのをはかられる部分に対しては、しっかりと行われていると思っております。

あと、子ども・子育て支援金の部分ですか、この部分に関しても、経済的負担、やっぱり増えるね、さっきも多少何百万かはあったんで、その部分もしっかりと補えるということですんで、これはもうしっかりと賛成させていただいて、お一人でも多くの方が、こうした経済的にも負担というものが軽減される部分に対しては反対させ……。賛成させていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　賛成やね。

○中堀りゅういち委員　賛成です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　いいか。

以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第48号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　賛成多数であります。よって、議案第48号は、賛成

多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号　豊明市児童発達支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

本案件について理事者の説明を求めます。

松村子育て支援課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　それでは、議案第49号　豊明市児童発達支援センター条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出するのは、令和９年度より児童福祉法に基づく児童発達支援センター事業を指定管理者に行わせるため、所要の改正を行う必要があるからでございます。

それでは、改正内容を御説明しますので、次のページを御覧ください。

第３条及び第７条については、児童福祉法及び障害者総合支援法が改正されたことに伴い、準用部分を改めるものでございます。

第10条を第14条とし、新たに10条から13条を加えるものです。第10条では児童発達支援センターを指定管理者が行えることを定め、第11条では指定管理者が行う業務の範囲、第12条では利用料、第13条では準用について、それぞれ定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明終わります。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今回の条例の改正は、この児童発達支援センターに指定管理者制度を導入するということがメインだと思うんですけども、この改正の第11条を見ますと、指定管理者が行う業務で、この２号、（２）のところは、第３条第１号の各号の業務なので、これまで行ってきた内容かなと思います。ただ、この１号のほうの施設、設備の維持、管理というのが、指定管理導入での業務が増える部分ではないかなと思っているんですけども、本会議なんかでも、調理室の清掃とか施設管理の部分があるというようなこと、おっしゃってましたけども、もともとお願いしていたのが非常に専門性の高い福祉事業で、その事業者に対してお願いしてたんですけど、こういった施設、設備の維持、管理を、そういったところにお願いする意義というかメリットっていうのは、どういうものがあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　そうですね、先ほど、委員がおっしゃいました施設の、例えば、給食を作るための調理室の清掃に関することなんですけれども、今、子育て支援課が別業者に委託して実施しているところでございます。そういったところでございますが、例えば、運営者、指定管理者が直接別の業者に専門的な清掃をお願いする場合、日程の調整などは、市を介さずにできるといったところがあるかと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

○中堀りゅういち委員　利用管理者さん、利用料がこの利用管理者さんのほうで、今度、市へ徴収されるということになるんですけど、仮に、じゃ、利用者さんがめちゃくちゃ減っちゃった場合、本市として何かしらそのサポートみたいな部分というのは、あるんですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　そちらに関しましては、状況を把握しながら協議ということになろうかと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　すみません、先ほどの調理室の件で、一定の調整というようなお話があったと思うんですけど、どういった調整というか、そういう必要性が出てくるのか、ちょっと分かりにくかったんですけども。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　日程の調整って言った。

（一定の調整って言ったの声あり）

○林　ゆきひろ委員　一定って言った。一定の調整だったと思う。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　失礼しました。日程の調整です。日程。

（日程のの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

中堀委員。

○中堀りゅういち委員　これ､問うてからどういった形で募集かけられる予定でしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　公募によるというところで議場でもお伝えしましたけ

ど、プロポーザル方式での審査を想定しております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

○中堀りゅういち委員　先ほどの私の質問は、このプロポのときに打ち合わせるということで、よろしいですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　先ほどの……。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　先ほどの利用料が指定管理者の収入になる部分というところでよろしかったでしょうか。

実際には、利用料は、今、想定しているのが50万円ぐらいにはなる状況でございます。そのプロポの中で､そういったことを指定管理の候補者のほうにお聞きするかといったら、そういったところではなく、実際に運営してみてからの協議になるかと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　納得いってないな。

（ないの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　大丈夫かな。

ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　先ほど、施設管理の件……。

その前に、その本会議でもちょっとあったんですけども確認で、この児童発達支援センターの定員を増やすとかスタッフを増やすっていうことを考えているような答弁があったんですけど、それは、今回の指定管理者制度を導入するってことと別だというふうに考えていいですね。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　そうすると､先ほどの調理室の清掃等の調整もそうなんですけども、非常にその事業者に裁量を与えるということが市民サービスの向上につながるっていう点が非常に分かりにくいんですけども、具体的に、どういうふうにサービスが向上されるんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　現在、業務委託ですと、運営者が、例えば、専門的な

提案で事業をこういうふうに展開していきたいとか、こういうふうにやっていきたいというものも全て市のほうに相談をしていただいて、了解を得ていただいた上で実施することになります。それが迅速に実施できるというところが大きい点だと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

○中堀りゅういち委員　林委員と大体似てるんですけども、もっと総体的に全体的に、そのさっき、専門的なノウハウの部分、言われてたんですが、じゃ、直営じゃなかったときと、じゃ、今度、その専門的なノウハウで民間委託業者っていうふうになったときに、大体どういうところが変わってくるのか、どこにサービスが向上されるっていうところが言えるのか、ちょっと御説明いただけますか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　指定管理との比較だね。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　こちらの想定としましては、公募をしてくださる事業者は、社会福祉法人など、専門的に、ほかの事業も障がい者サービスの事業を展開している事業者になろうかと思います。そういった点で、直営で、例えば、市の職員がそれに充てられるかっていいますと、保育士初め、様々、療法士ですとか専門職種が25名以上在籍している児童発達支援センターになりますので、ノウハウの蓄積といった点からも、指定管理のほうがサービスの質の高いものが提供できるものと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　そもそも、市内全域のそういった障がい児の支援体制づくりっていうのは、市の責務だと思うんですね。これ、たしか国のガイドラインにもそういうふうに書いてあると思うんですけども、そうした中で、先ほど、そういった支援を提案してもらったときに、自由に裁量を与えてやれるっていうのは、それは、市として全体の障がい児支援の中で調整をして考えて許可をするかどうかということが本来であって、それ、勝手にやらせないほうがいいような気がするんですけども、その点は、どういうふうに考えているんですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　指定管理者として、自分自身で主体的に判断して支援を提供していくっていうところは、利点だと思われます。ただ、だからといって、全くいろんな機関と連携せずに児童発達支援センターが運営できるかといったら、そういうこと

はございませんで、子育て支援課とは非常に密に連携しながら今後も事業を展開していくことになろうかと思います。

具体的には、地域福祉課が主体で持っておりますが、障がい者の自立支援協議会ですとか、それに付随する子育て支援課の子ども部会などもございまして、常に情報を共有しながら連携しながらやっていくところは変わりませんので、そのあたりは、問題ないかと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　確認ですけども、今の話だと、今までそういった提案があったときに、市が許可すればできないことはないわけですよね。だから、今の違いというと、そういう迅速に裁量を持ってできるかどうかという点ということで考えればいいですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　あと、その指定管理者の、この間、サウンディング調査をしてたと思うんですね。そのときに仕様書が出てるんですけども、そこの中に、障がい児支援の中核的役割ということで、市内の通所支援事業所のアドバイスとかコンサルとか地域のインクルージョン推進とか、こういったものまで入ってるんですけども、それも指定管理でやるんですか。市のもの、市が行うべきものじゃないんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　指定管理で行っていただきます。現在、業務委託ではございますけれども、一部、そういったものもお願いしてる状況もございまして、今後も、子育て支援課、一切関わらないのかと言われれば、先ほど申し上げたとおり常に情報共有しながら連携しながらやっていくところは、変わりございません。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかに。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　ただ、その指定管理者にそういった裁量を与えるとなると、先ほどの事業所が民間がやられている事業所に対してのアドバイスとか、相談コンサルとか、そういったものとか、あと、市内全域のインクルーシブの推進だったりとか、そういうことって、どういうふうにコントロールするのか。裁量を与えると、自由に決裁してできちゃうようになっちゃうと思うんですけども、そのあたりは、どう考えてますか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　そのあたりは、常に情報共有するというところもそうなんですけれども、指定管理の仕組みとして、年２回モニタリングをきちんと行い、年一度は、指定管理者の審査委員会も開催していきますので、そこで客観的に評価をしていくということが可能になります。

以上です。

（関連の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

○中堀りゅういち委員　すみません、モニタリングの部分、もうちょっと詳しく教えてください。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　詳しく。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　年２回、施設のほうに出向きまして、施設の運営状況ですとかサービスの質の面ですとか、そういったことを聞き取りしながら、書類も確認しながらやっていきます。年に１度は、外部の方も招いた審査委員会を開きまして、そういったものを、また全体的に提示して議論していくというような、協議していって評価していくという会がございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　あと、今までの指定管理制度を見ていると、その事業者がどういうふうな療育をしていくかだったりとか、そういう提案だったり、あと、その計画とか実績とか、そういうのは市民のほうに公開されずに非公開になることが非常に多いんですけども、そういったのは今後公開されるのかということと、そういったことは、契約書とか仕様書には明記されていくんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　障がい児の福祉サービスとしまして、今も、子育て支援課、市のホームページのほうには様々情報を公開させていただいております。それは変わらず実施していきます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　事業者の提案内容、計画実績とかそういったものも全部公開をされ

るというふうに理解していいですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　全部という範囲がちょっと分からないのですが、公表できるものはしていくというところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　今まで、その事業者のノウハウだということで非公開になる、指定管理制度でやるとノウハウだということで非公開なることは非常に多いんですけど、それは、契約書とか仕様書にちゃんと明記されてない場合が多いんですね。それはしっかり明記されるのかどうかということも、ちょっと確認したいです。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　小串副市長。

○副市長（小串真美君）　今、言われたような民間のノウハウ部分については、もちろん先方の御意見もありますけれども、基本的には、これまでどおり公開しない方向になるかと思います。

今、契約とおっしゃいましたけど、そもそも指定管理者制度は契約を行いませんので、協定書の範囲ですので、そういったところまで書き込むということは、ないというふうに認識しています。

終わります。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　協定書の中であったりとかもそうですし、そもそも仕様書の中に記載してるというような自治体もあると思うんですけども、そういったことは考えてないってことですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　小串副市長。

○副市長（小串真美君）　この児発の運営上、どういうふうにその公開が必要なのかということかと思うんですけれども、もちろん、その中の運営のその事業者さんが持っているスキルっていうんですかね､そういったとこまで出していただく必要はないもんですから、そこら辺は、先ほど課長が申し上げましたとおり、モニタリングの中で、もし何か問題があれば、そこら辺は、そのモニタリングの中で確認をさせていただいて是正していく。そのやっている、そのやっていただく事業者の事業上のノウハウっていうのを必ずしも公開していただくことにこだわる必要はないのかなというふうには思っています。

終わります。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　サウンディング調査を実施していたと思うんですけども、この事業自体が競争性が働きそうなのか、複数の申込みっていうのありそうなのか、どういうふうに捉えてますか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　専門性の高い業務になりますので、何件も手を挙げていただけるというのは、ちょっと難しいのかなというふうには感じております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　もう一つ、一般的な指定管理制度の導入っていう点でいうと、いろいろ民間の工夫によって、その施設自体を活用して収入を増やして、その分、市の負担軽減にもつながるというのはあると思うんですけども、この使用料とか利用料の部分、本会議の答弁の中で、先ほどもありましたけども58万ぐらいの収入ということで、あまりこの事業自体が売上げを上げたりとかそういうような余地がないんじゃないかなと思うんですけども、今回、ここに、今まであるようなもののほかに、何かそういったものっていうのがあり得るのか、考え想定されているのか、どうなんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　運営者の収入としては、利用料以外は、今のところ考えておりません。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員。

○中堀りゅういち委員　一応、今回のこの指定管理者導入は、今後、増加するという見込みの下で行われたということでよろしかったでしたっけ。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　中堀委員、何が増加するっていうんですか。

○中堀りゅういち委員　利用者さんの増加。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　答弁願います。

松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　それも検討しての導入となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　今の話でちょっと確認ですけど、利用者の増加っていうのは、別に指定管理じゃなくても業務委託でもできるっていう、そういうふうでよかったですよね。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　それは可能ではございます。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　あと、今の児童発達支援センターは、もともと本市のどんぐり学園からつながっていて、スタッフ等も、たしかそのとき、引き継いでたと思うんですけども、プロポーザルで、これ、指定管理者代わったら、スタッフとか先生とかも変わっちゃうんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりのリスクは、どういうふうに考えてますか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　松村課長。

○子育て支援課長（松村清子君）　そうですね、25名以上専門職がいる施設となっております。その職員ががらっと変わってしまうというところでは、今いる子どもたちへのサービスがどうなんだ、一人一人の特徴を持ったお子さんたちの対応はどうなんだというところはあろうかと思います。ですので、そのあたりは、公募をいただいた時点でプロポーザルでしっかりと手を挙げていただいた事業所には確認してまいりたいと思います。

現実的には、新たな事業所が参入されたとしても、その25名以上の専門職員を一気に準備いただけるかというと、なかなか厳しいかなというところも想定はしておりまして、そうしますと、今の事業所から同じ方をまた新たな運営者が雇ってというところが現実的なのかなというふうには考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　この条例改正ですけど、反対したいと思います。

まずは、最初にいろいろ申し上げた児童発達支援センターの業務のところですけども、そういった公立の保育園とか学校との連携とかインクルーシブの推進、あと、事業者、通所支援事業所への助言とかそういったことも含めて、これ、基本的には、やはり市が責任を持つべきものだというふうに思います。これを全て指定管理で自由に裁量でできるというふうになると、やっぱり市は、なかなかノウハウが、まずなくなるということと、実態が把握しにくくなるということで、今までの指定管理の本市の状況を見ていても、ほとんど丸投げ状態になってしまうというふうに感じております。

また、先ほど、情報のことで事業者のノウハウ、今までと変わらないというようなこと

でありましたけども、やっぱりそうした中で、市民の知る権利がないがしろにされてしまうというような危険性もありますので、やっぱり指定管理制度ではなくて、今までの業務委託でも十分できると思いますので、そういった中でやっていくべきではないかなと。

また、この児童発達支援センターは、先ほどあったように、利用料とかそういうもので稼げるような施設でもなくて人件費率も非常に高い、民間の工夫でコスト削減もなかなかできなくて競争原理も働きにくいという中で、これ、こういったものを指定管理にするというのは、やっぱり事業者の硬直化になって、市のノウハウもなくなるし、コスト増につながる要因だというふうに思います。

そういった中で、それと、また、施設管理も、福祉の専門業者なので、そういったところに依頼するのもやっぱりおかしいと思いますので、業務委託から指定管理にすることで質が上がるとは言えないんじゃないかなというふうに思いますし、他の公共施設においてもなかなか監視できていないという本市の状況を見ると、指定管理制度の導入自体をやっぱりその方向性を見直すべきだというふうに思いますので、この議案についても反対したいと思います。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

中堀委員。

○中堀りゅういち委員　議案第49号に賛成で討論させていただきます。

とにもかくにも、この専門的知見を持たれる方が、今後、入っていただくっていうことは、本当、より一層利用者さんの支援の向上にはつながるのかなと思っております。

そうした中で、そうした知見とかそういう専門的な部分ていうのを、25名さん全員とは言わずとも、しっかりとその場で、またその業務さんがそこで勤められるということであれば、そこからもしっかりとそのスキルというのが身についてきて、そこが市のほうにも生かしてくれるのかなと思っております。

さらには、その裁量の部分はあるんですけれども、ここはしっかりと市と連携しながらやられるというのはしっかり聞きましたし、それでプラスで年２回のモニタリングも行われるということですんで、体制としてはもう申し分なく、そして、利用者さんにとっては本当に充実するサービスの向上につながる今回は議案だと思いますんで、賛成の討論とさせていただきます。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第49号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　賛成多数であります。よって、議案第49号は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入りますので、陳情と関係のない職員については、自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　御異議がありませんので、陳情と関係ない職員については、自席待機とします。

ここで、職員の入替えのために、暫時休憩といたします。

午前１０時３９分休憩

午前１０時４１分再開

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

初めに、陳情第７号　保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

塚本健康福祉部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君）　特にございません。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　陳情の２段落目の真ん中辺りに、１歳児の、１歳児が５対１の配置ということであって、2025年７月１日時点で87.7％というようなのが２段落目の３行目かな、辺りにあります。ただ、加算を取得しているのは47.1％ということで、たしか、これ、加算のために非常に厳しい条件が幾つかあるというのを聞いてますけども、これは、本市の中のでは、民間園も含めてなんですけど、この加算っていうのは取れてるのか、どういう状況なんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　小川こども保育課長。

○こども保育課長（小川正寿君）　加算でございますので、民間園が対象になります。７年度から始まった制度でございまして、12園中、４園が取得しております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　まだ12園中、４園ということなんですけども、なかなか全部に浸透していかない。たしか、基本的には５対１で配置しているというのを以前聞いたかなと思うんですけど、加算のほうがなかなか取れていないっていうのは、何がネックというか、そういうのはあるんですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君）　要件が基本的には３つございまして、ここの中にも書いてございますけれども、平均勤続年数が10年以上というところもございます。これを満たしていないのが６園ございます。あと、ＩＣＴの利用とかそういったところもございますので､その要件に合致してないところが加算が取れてないという理由になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　あと、両立支援のための子の看護等休暇というところで、これ、昨年度お尋ねしましたけども、今のところ、公立の園だと、正規は有給で会計年度が無給というのをお聞きしたんですけども、これは、市としては、何か改善等は検討されましたか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君）　子の看護休暇の件かと思いますけども、公立に関しては、正規職員、会計年度についても、いずれも取れるという状況でございます。

民間園に関しては、休暇制度について確認する基本的な通常業務ではないというところもございますが、一部に確認したところ、実施してるというところはつかんでおります。全てで実施しているかは、まだ不明という状況ではございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかに。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　ちょっと、まず、公立園のほうのちょっと確認ですけど、正規が有給で会計年度は無給って言ってたんですけど、それは、もう改善されて両方有給になったっていうことでよかったです。

（そのとおりですの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君）　そのとおりでございます。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　あと、民間園のほうの一部が、そういうふうになってるっていうことなんですけども、代替職員が配置できるような財政措置っていうのは、あるんでしたっけ。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　小川課長。

○こども保育課長（小川正寿君）　財政措置をどこまでというところがなかなか難しい判断ではございますけれども、基本的に、民間園も含めてフリーの保育士は配置できているというふうに認識はしておりますので、急な休みについても、ある程度は対応できるんではないかなというふうに理解しております。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　この陳情第７号ですけど、採択です。

保育士の配置基準、少しずつ日本の国内の中でも少しずつ改善をされているというところ、あるんですけども、やっぱり陳情にもあるように世界水準と比べるとまだまだ遅れているというような状況です。さらに改善していくことは急務だというふうに思いますし、やっぱり保育士さんの業務は、非常に変則的なものでもあり、子どもの命を預かるそういったような業務でありますので、非常に大変な仕事です。ただ、賃金の産業平均と比べて低いという状況もあるので、このあたりも改善すべきというところもありますので、しっかりこういったことを改善して取り組むべきだと思いますので、採択といたします。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員　陳情第７号につきまして、不採択の立場で討論いたします。

この国のほうでも保育の質や安全性の確保の重要性に鑑み、こども未来戦略に基づいて、令和６年度に76年ぶりとなる配置基準の見直しを実施いたしました。それで、３歳児を20対１から15対１、４、５歳児を30対１から25対１へと改善しております。着実に政策を進めています。

また、保育士等の処遇改善については、令和７年の人事院勧告を踏まえた5.3％の処遇改善を盛り込んでおります。これも、民間給与の動向等を踏まえたさらなる継続的な処遇改

善を実施しているということでありますので、不採択といたします。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第７号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　賛成少数であります。よって、陳情第７号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第８号　介護・障害福祉職場の１人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

塚本健康福祉部長。

○健康福祉部長（塚本由佳君）　特にございません。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　陳情でありますので、直ちに質疑に入りますが、当局は、質疑に対して分かる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　昨年も同じような陳情が出されておりましたけども、そのときに聞いたときに、市内の介護施設とか障がい福祉の施設で１人夜勤はある程度あるようなお話をお聞きしました。ここの陳情の中にもあるんですけども、非常にこの夜間の複数配置を取得するための夜間支援体制加算というのが取れてる事業所って、結構少ないです、すごい割合としては。

本市の中でのこの取得状況っていうのは分かりますか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　介護か障がいか、どっちだ。こっち。

今枝長寿課長。

○長寿課長（今枝　翼君）　まず、介護のグループホーム及び小規模多機能事業所は、市内に５事業所ございまして、５事業所とも、こちらの夜間支援体制加算のほうは取得してございません。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　若井地域福祉課長。

○地域福祉課長（若井雅宏君）　障がい分野のグループホームにつきましては、市内には８事業者あります。そのうち、夜勤者が複数配置されているのは、１事業者でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　今の障がい福祉のところの１事業者は、この夜間支援体制加算を取得してると、それ以外はしてないっていうふうでいいですか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　若井課長。

○地域福祉課長（若井雅宏君）　そのとおりです。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　林委員。

○林　ゆきひろ委員　やはり介護のほうも障がい福祉のほうも、かなり取得ができてないですけども、なぜできていないのかっていうか、その取得が難しいのか、どの辺が課題としてあるんでしょうか。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　今枝課長。

○長寿課長（今枝　翼君）　介護のほうは、介護報酬に夜間支援体制加算というのは算定されております。その算定に基づき、事業所の判断で２人体制にするということであれば、給付費は多くもらえるんですけれども、それを御判断いただいてるというような状況だと認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　若井課長。

○地域福祉課長（若井雅宏君）　障がい分野のほうの話ですけども、ちょっと細かい話になりますが、先ほど、加算が取れている事業者が１事業者あるというふうにお伝えしましたが、事業所の類型としましては、介護サービス包括型と外部サービス利用型で、日中サービス支援型と３つの類型がございます。先ほどお伝えした加算が取れてるとお伝え、複数配置で取れているというお伝えしたのが、日中サービス支援型というような事業所になります。こちらは、もともと１名配置が必須の類型になりますので、夜勤者を１名配置するのは、もう基準としてあります。それに合わせて、１名追加で配置すると加算が取れるというような事業所になってます。

それ以外の介護サービス包括型と外部サービス利用型、７事業所、全てでありますけども、こちらにつきましては、夜勤職員を配置することは基準としてはないんですけども、配置すると加算が取れるというところで、１名配置で加算が取れるというところの加算は取れております。ただ、複数配置ということでの２名配置での加算、この陳情である４から６の加算は、取れていないのが現状です。そのあたりの状況につきましては、事業所にもよりますけども、１名で十分対応できている事業所もございます。

また、夜勤職員の募集をかけても応募がないような状況であり、夜間支援体制加算の単

価が低いことも要因ではないかということも声としては聞いております。

以上です。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

林委員。

○林　ゆきひろ委員　採択の立場です。

今、お話聞いても、１人夜勤があるような状況が多い、そういう事業者が多い。その事業者の中でそういうふうに判断されているということなんですけども、やっぱりこの陳情の中にあったように１人での勤務というふうになると､何かあったときに対応ができない。ここにあるように、そういった事件も起きているというようなお話もこの中にあります。また、そういった中で虐待につながる可能性もあるということも、このアンケート調査の中ではそういうふうにありますので、やっぱりそのあたりは、基準としてしっかり改善すべきです。

確かに、その人材確保が非常に難しいという点はあるかなとは思うんですけども、そのために、こういった介護施設とか障がい福祉の施設に関しては、働きやすい環境づくりと基本報酬の引上げということが必要だと思いますので、やはりこの陳情に関しては求めるべきだと思いますので、採択といたします。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員　陳情第８号に関しまして、不採択の立場で討論いたします。

全国的に、介護、障がい福祉の人材の確保というのが極めて困難な状況であります。生産年齢人口の減少が加速する中において、国の最低基準として、１つの単位で常時複数配置を一律に義務づけた場合に、多くの施設が基準を満たすことができなくなります。その結果、事業継続が困難となり、施設の休廃止や小規模、縮小が続出するおそれが高く、地域において、介護、障がい福祉サービスを必要とする利用者の行き場を奪うという、極めて深刻な副作用を招くことになります。

また、国のほうでは、人材確保という、現場の負担軽減に向けて、一律の基準強化によらずとも実効性のある財政支援を目指しておりますので、この陳情に関しては、不採択といたします。

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第８号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　賛成少数であります。よって、陳情第８号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については、私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（清水義昭議員）　ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたり、御審査、御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前１０時５６分閉会

豊明市議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する。

健康福祉委員会

委員長